

医療的ケア児訪問看護推進モデル事業実施要綱

平成30年10月1日 30福保障施第1750号
一部改正 令和3年3月9日 2福保障施第3314号

1 目的

日常生活において経管栄養やたんの吸引等の医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）の訪問看護に取り組む際の障害となっている点に対して支援を行うモデル事業を実施することにより、次の事項を達成することを目的とする。

- (1) 医療的ケア児に対応する訪問看護ステーションの拡大を図るための要因を明らかにし、新たな事業所の参入に繋げていくとともに、既参入事業所の人材を育成する。
- (2) 今後の広域的展開を見据え、推進ステーションを中心に、既参入事業所間のネットワークを構築するとともに、推進ステーション以外に他事業所を指導できる事業所を育成する。

2 用語の定義

この要綱で使用する用語の例は、次に定めるところによる。

- (1) 訪問看護とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第4項に規定する訪問看護をいう。
- (2) 訪問看護ステーションとは、法第41条第1項本文の指定を受けた者が、訪問看護を行う事業所（法第71条に規定する指定居宅サービス事業者の特例に基づく指定による事業所を除く。）をいう。
- (3) 訪問看護認定看護師とは、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）が日本看護協会認定看護師規程により訪問看護の分野について認定した看護師をいう。
- (4) 地域看護専門看護師とは、日本看護協会が日本看護協会専門看護師規程により地域看護の分野について認定した看護師をいう。
- (5) 推進ステーションとは、二次保健医療圏を基本とするモデルエリアを設定し、モデルエリア内で、医療的ケア児への訪問看護を現に行い、推進ステーションとして新規参入する事業所への支援業務を行う東京都知事の指定を受けた事業所をいう。

3 実施主体及び実施方法

本事業の実施主体は東京都とし、推進ステーションに委託して実施するものとする。

4 事業内容

推進ステーションは、指導者として訪問看護認定看護師若しくは地域看護専門看護師又はそれらに準ずる者を置き、事業目的を達成するため、地域において次に定める取組を実施する。

- (1) 業務連絡会の開催

- (2) 事業所運営相談
- (3) 同行訪問を主とした実践的な現場体験研修
- (4) 新規参入事業者の掘り起こし
- (5) ホームページによる普及啓発

5 対象者

医療的ケア児訪問看護推進モデル事業は、次に掲げる者を対象に実施する。

- (1) 推進ステーションが存在する二次保健医療圏を基本とするモデルエリア内の訪問看護ステーションの職員
- (2) 推進ステーション以外に他事業所を指導できる事業所の職員

6 費用の負担

本事業に要する費用は、都が負担するものとする。

7 報告

委託事業者は、実施状況について、都へ報告すること。

8 関係機関との連携

都及び委託事業者は、本事業の実施に当たり、区市町村、保健所及びその他の医療的ケア児の支援に関わる関係機関職員と密接な連携を保ち、効果的な事業運営を図るものとする。

9 守秘義務

本事業に関わる関係者は、業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

10 苦情解決等

委託事業者は、苦情や事故等が発生したときは速やかに都に届けるとともに、苦情等に関して都が行う調査に協力するものとする。また、都から苦情等への対応について指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行わなくてはならない。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。